

平成28年(モ)第13号 仮処分執行停止申立事件

(基本事件 平成28年(モ)第12号 保全異議事件, 平成27年(ヨ)第6号
原発再稼働禁止仮処分申立事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は、執行停止申立人の負担とする。

理 由

1 申立て

大津地方裁判所平成27年(ヨ)第6号原発再稼働禁止仮処分申立事件(以下「原事件」といい、原事件に係る執行停止相手方(債権者)らの申立てを「本件仮処分申立て」という。)について、同裁判所が平成28年3月9日にした仮処分決定(以下「原決定」という。)の執行は、同裁判所平成28年(モ)第12号保全異議事件の裁判があるまでの間、これを停止する。

2 経緯

- (1) 原事件は、滋賀県内に居住する執行停止相手方らが、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において高浜発電所3号機及び同4号機(以下「本件各原発」という。)を設置している執行停止申立人(債務者)に対し、本件各原発が耐震性能に欠け、津波による電源喪失等を原因として周囲に放射性物質汚染を惹起する危険性を有する旨主張して、人格権に基づく妨害予防請求権に基づき、本件各原発を仮に運転してはならないとの仮処分を申し立てた事案である。
- (2) 大津地方裁判所は、平成28年3月9日、本件仮処分申立てを認容する原決定をした。

これについて、執行停止申立人が保全異議の申立てをし、併せて、前記1記載の裁判を求めて本件執行停止の申立てをした。

3 判断

- (1) 一件記録によっても、原決定の取消しの原因となることが明らかな事情の疎明があったとすることはできない。
- (2) 執行停止申立人は、本件各原発に具体的にどのような欠陥があり、その欠陥に起因して、どのような機序で放射性物質の異常放出等の事故が発生し、これによって執行停止相手方らのそれぞれの人格権を侵害するに至るのかが明らかにされない限り、本件各原発に具体的危険性があるとはいえないはずであると主張するが、原子力規制委員会設置法1条は、我が国の原子力行政の根本的な視点として、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つことを明らかにしていること、事業者である執行停止申立人において安全性に欠ける点のないことの立証を尽くさなければ、本件各原発の安全性に欠ける点のあることが推認されるといえることからすると、この点の執行停止申立人の主張を基に、原決定の取消しの原因となるとすることはできない。

執行停止申立人は、本件各原発に具体的現実的危険性はなく、執行停止相手方らの指摘等は危惧感にすぎないものであると主張するが、福島第一原子力発電所事故の原因に関する疎明資料が不足しており、現状において原因究明が完遂したと一応にしても認めることはできず、そうすると、新規制基準に従って設置変更許可を受けたことそれ自体によって安全性が確保されたとみることはできないばかりか、このように原因究明が道半ばの状況でありつつも、判明している限りでの事実に基づき、具体的現実的危険を検討したものであると考えられる新規制基準に依拠し、その制定経緯等に照らし、少なくとも、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、それにどう応えたのかの主張及び疎明が尽くされるべきであるから、この点の執行停止申立人の主張を基に、原決定の取消しの原因となるとすることはできない。

(3) その他の点を踏まえても、現時点では、未だ原決定の取消しの原因となることが明らかな事情があるとはできず、その余の執行停止申立人の主張について判断するまでもなく、本件執行停止の申立てには理由がない。よって、主文のとおり決定する。

平成28年6月17日

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山本善彦

裁判官 小川紀代子

裁判官 岡田総司



これは正本である。

平成28年6月17日

大津地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊庭

